議　第　245　号
令和７年９月８日提出

令和７年度熊本市下水道事業会計補正予算

（総　則）

第１条　令和７年度熊本市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第２条　予算第２条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正）	（計）
(1)　主要な建設改良事業			
管渠布設費	6,825,600千円	1,000千円	6,826,600千円
ポンプ場、処理場築造費	3,211,686千円	100,000千円	3,311,686千円
建設改良費（雨水）	3,798,342千円	10,000千円	3,808,342千円

（収益的収入及び支出の補正）

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。なお、営業費用中、災害復旧に要する経費21,100千円の財源にあてるため、企業債7,500千円を借り入れる。

収　入

（科　目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
第１款　下水道事業収益	20,396,108千円	13,340千円	20,409,448千円
第２項　営業外収益	8,028,714千円	13,340千円	8,042,054千円

支　出

（科　目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
第１款　下水道事業費用	19,424,456千円	22,600千円	19,447,056千円
第１項　営業費用	17,792,084千円	22,600千円	17,814,684千円

（資本的収入及び支出の補正）

第４条　予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,346,136千円は、過年度分損益勘定留保資金 7,476,131千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 870,005千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,356,176千円は、過年度分損益勘定留保資金 4,336,672千円、当年度分損益勘定留保資金 3,145,304千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 874,200千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収　　入

（科　　目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
第１款　資本的収入	15,059,250千円	100,960千円	15,160,210千円
第１項　企業債	7,437,200千円	34,300千円	7,471,500千円
第４項　補助金	3,821,163千円	66,660千円	3,887,823千円

支　　出

（科　　目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
第１款　資本的支出	23,405,386千円	111,000千円	23,516,386千円
第１項　建設改良費	10,891,022千円	101,000千円	10,992,022千円
第２項　建設改良費（雨水）	3,798,342千円	10,000千円	3,808,342千円

（企業債の補正）

第５条　予算第６条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

（追加分）　　（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
下水道施設災害復旧事業	41,800	証書借入又は証券発行	年5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金等については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により繰上償還することがある。

熊　本　市　長　　大　西　一　史